

知っていますか？

しょう がい しゃ さ べつ かい しょう ほう

障害者差別解消法

こんなことで困ったことはありませんか？

レストランなどの
飲食店に入ろうとし
たら、車いすを利用
していることを理由
に断られた。



目的地に行くのに
どの電車を利用すれ
ばいいのかわからず
駅員にたずねたが、
わかるように説明し
てくれなかった。



スポーツクラブや
カルチャーセンター
などに入会しようと
して、障害があるこ
とを伝えると、その
ことを理由に断られ
た。



災害時の緊急避難
所で、聴覚障害があ
ることを管理者に伝
えたが、必要な情報
提供は音声でしか行
われなかった。

アパートやマン
ションを借りようと
して、障害があるこ
とを伝えると、その
ことを理由に貸して
くれなかった。



役所での会議に招
かれ、わかりやすく
内容を説明してくれ
る人が必要だと申し
出たが、用意しても
らえなかった。



障害者差別解消法とは、

どんな法律なのでしょうか？

「障害を理由とした差別」をなくす法律です

障害者差別解消法は、国や市区町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者での「障害を理由とする差別」をなくし、すべての人が障害のあるなしにかかわらず、おたがいに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくるための法律です。



●対象となる「障害のある人」とは

障害者基本法で定められたすべての障害のある人（身体障害、知的障害、精神障害〈発達障害を含む〉）、そのほか心身の機能の障害がある人で、障害や社会的な障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人）です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」

障害を理由とした差別には、障害のある人への「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」があります。

「不当な差別的取扱い」

正当な理由がないのに、障害があるということでサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人にはつけないような条件をつけたりすることです。



合理的配慮の不提供

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明[※]があったにもかかわらず、「社会的障壁（3ページ参照）」を取り除く合理的な配慮をしないことです。



※ 知的障害などにより本人が配慮を求める意思を表明することが困難な場合には、その家族、介助者、支援者などが意思の表明をすることもできます。

合理的配慮が求められる「社会的障壁」とは？

合理的配慮が求められる社会的障壁とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもので、次のような事物、制度、慣行、観念のことで。

- ① 社会における事物 (通行、利用しにくい施設、設備など)
- ② 制度 (利用しにくい制度など)
- ③ 慣行 (障害のある人の存在を意識していない慣習、文化など)
- ④ 観念 (障害のある人への偏見など)

社会的障壁の具体例

「道路の段差」

3cm程度の段差でも車いすは進めなくなります。



「書類」

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



「ホームページ」

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。



合理的配慮として好ましい例

交通機関で電車などに乗る車いすの人を駅員などが手助けする。



視覚障害のある人に書類などの内容を読み上げながら説明する。



聴覚障害のある人に筆談など音声とは別の方法で伝える工夫をする。



この法律で守らなければならないこと

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	〈禁止〉 不当な差別的取扱いが禁止されます。	〈法的義務〉 障害者に対して合理的配慮を行わなければならない。
民間事業者など 民間事業者には、個人事業者やNPOなど非営利事業者も含まれます。	〈禁止〉 不当な差別的取扱いが禁止されます。	〈努力義務〉 障害者に対して合理的配慮を行うよう努めなければならない。

障害者差別解消法

Q & A

Q 民間事業者などが合理的配慮の努力義務を守らないときは？

A 同じ民間事業者などが繰り返し障害のある人の権利利益の侵害になるような差別を行い、自主的な改善も期待できない場合などには、その事業分野を担当する大臣が、報告を求めたり、助言・指導、勧告といった行政措置を取ったりします。



Q 個人的な人間関係でもこの法律に違反した人は罰せられる？

A 障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象とした法律で、一般の人が個人的な関係で障害のある人と接するような場合や、個人の思想や言論は対象としていません。



困ったときはご相談ください

障害を理由とする差別で困ったときは、まず市区町村の担当窓口にご相談ください。そこで解決ができない場合も、その内容に応じた相談窓口が紹介されます。また、いわゆる「制度の谷間」や「たらい回し」を防ぎ、地域ぐるみの主体的な取り組みをするために、国や地方公共団体の機関がそれぞれの地域の関係機関と連携する「障害者差別解消支援地域協議会」を組織します。

ご相談・お問い合わせ

丸亀市健康福祉部福祉課

〒763-8501 丸亀市大手町二丁目3番1号

TEL : 0877-24-8805 FAX : 0877-24-8861

E-mail : fukushi-k@city.marugame.kagawa.jp